

歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託

(2) 目的及び概要

令和2年に策定した「熊本市歴史的風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）」に定める重点区域（城下町地区、川尻地区）では、町屋等の歴史的資源をはじめとする数多くの地域資源を有している。本市では、当該計画策定を機に、個々の地域資源の有効活用を通じて地域全体の価値や魅力を高め、これらを後世に継承し、市民の誇りの醸成や観光振興につなげていくことを目指し、各事業に取り組んでいる。

一方、現状では、地域資源の情報に対して、一元的な情報管理や地域全体での相談・支援体制等が十分に構築できておらず、地域資源の連鎖的な利活用につながっていない。そのため、今後は、地域・関係団体・行政等が一体となって、所有者等と信頼関係を構築の上、地域資源の情報を一元的に把握し、利活用可能な地域資源のストックを増やすとともに、有効活用に向けた相談・運用体制の構築が必要である。

そこで、本業務は、「1. 利活用可能な地域資源等の蓄積」、「2. 所有者等への継続的な情報発信」、「3. 相談・運用体制の構築検証」を通じて、持続可能な歴史まちづくりに向け、地域主体による地域資源の保存活用の取組みを支援するものである。

(3) 業務内容

別紙1「歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託基本仕様書」のとおり

(4) 履行場所

「熊本市歴史的風致維持向上計画（くまもと歴史まちづくり計画）」に定める重点区域である、城下町地区及び川尻地区

(5) 履行期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

(6) 提案上限額

3,300千円

※消費税及び地方消費税の税率は10パーセントとする。

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市 都市建設局 都市政策部 都市デザイン課

電話 096-328-2508（直通）

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。(新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む)
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 一級建築士、二級建築士又は技術士(都市計画部門)のいずれかの資格を有する技術者を配置できること。
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件を満たす者であること。

4 申請手続等

- (1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和3年(2021年)8月30日(月)から令和3年(2021年)9月8日(水)まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等については、令和3年（2021年）9月8日（水）までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

(2) 参加手続等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

イ 提出期限

令和3年（2021年）9月8日（水）午後5時まで

郵送する場合は、令和3年（2021年）9月8日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市都市建設局都市政策部都市デザイン課）宛
また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた

理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第3号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和3年（2021年）8月30日（月）から令和3年（2021年）9月8日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス 096-351-2182

メールアドレス toshidesign@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和3年（2021年）9月16日（木）までに開始し、令和3年（2021年）9月22日（水）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。なお、参加者がいなかった場合には、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて当該案件に係る参加資格等の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書及びその他の必要書類（以下、提案書等という。）を提出するものとする。

(1) 提出方法

提出書等は、別紙2「歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託提案書等作成要領」に基づき作成し、持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(2) 提出期限

令和3年(2021年)9月27日(月)午後5時まで

郵送する場合は、令和3年(2021年)9月27日(月)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市都市建設局都市政策部都市デザイン課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

10 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和3年(2021年)10月1日(金)(予定)

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 本庁舎内(予定)

日時・場所等については、参加資格審査結果通知と併せて別途指示する。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大など、やむを得ない事情により対面による質疑応答形式が困難である場合は、Web環境によるヒアリングまたは提案書等の書類審査を実施する。

(4) ヒアリングの留意事項

ア 提案書等に関するヒアリングは、別紙3「歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託審査項目、配点及び審査基準」に沿って実施する。

イ 出席者は5名以内とし、配置予定の管理技術者及び主たる担当者は必ず出席すること。

ウ ヒアリングは非公開とする。

エ ヒアリングは1者約30分(説明10分、質疑20分程度)を予定し、順次個別に行う。

オ ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用するこ

とし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

カ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のヒアリング実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

11 審査の方法等

(1) 審査の主体

「歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託に関する契約候補者選定審査会設置要綱」に基づき「歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託に関する契約候補者選定審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

別紙 3「歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託審査項目、配点及び審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、出席委員の多数決投票により、契約候補者と契約次点候補者を選定し、同点となったときは、会長の判断により決定する。

12 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

13 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

14 スケジュール

令和3年(2021年)8月30日(月)	公示、ホームページ公開
令和3年(2021年)9月8日(水)	参加表明書等提出期限 質問書提出期限
令和3年(2021年)9月13日(月)	参加資格審査結果通知(予定)
令和3年(2021年)9月16日(木)	質問書回答期限
令和3年(2021年)9月27日(月)	提案書等提出期限
令和3年(2021年)10月1日(金)	ヒアリング審査(予定)
令和3年(2021年)10月上旬	審査結果通知(予定)
令和3年(2021年)10月中旬	契約締結(予定)

15 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）
- (8) 提案時に提出された見積額は、本業務の提案上限額以内で業務を実施可能であるか判断するためのものであり、契約金額とは異なる。
- (9) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル実施後、契約候補者と熊本市との協議により決定する。